様式第２号

会　　　議　　　録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  会議の名称  | 令和５年度（2023年度）第１回豊中市社会福祉審議会 |  |
|  開 催 日 時 | 令和５年（2023年）１０月２日（月）１４時００分～１５時３０分 |
|  開 催 場 所  | 市役所別館　３階研修室 |  公開の可否  | 可 |
|  事 務 局 | 福祉部　地域共生課 |  傍 聴 者 数 | 1人 |
| 公開した理由 |  |
|  出 席 者 |  委　　員 | 牧里委員、武田委員、栗田委員、森委員、溝渕委員、平井委員、安家委員、中野委員、井出委員、永井委員、鍋島委員、村上委員、北之坊委員、白岩委員欠席：大野委員、碇委員、稲垣委員、中橋委員、東口委員 |
|  事務局等 | * 福祉部

小野部長、坂口次長、甲斐次長・良本主幹・梅原補佐・畑山係長・三井・尾藤・山口・池田（以上、地域共生課）、酒井課長・胡田係長・河村・末永（以上、障害福祉課）、堂本課長・岡本補佐・神谷（以上、福祉指導監査課）、山岸課長（以上、長寿社会政策課）、荒木田所長・鳥山主幹・武本係長（以上、福祉事務所）○　こども未来部出口課長・瀬越係長・髙橋（以上、こども政策課） |
| 案　　　件 | （１）各専門分科会の実施状況の報告について・身体障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会・社会福祉法人設立認可等専門分科会（２）関係各課より情報提供　・第2期豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針について（福祉事務所）・多機関協働推進事業について（地域共生課） |  |
|  |
|  審議等の概要（主な発言要旨） | 　別紙のとおり |

◎：委員長　　○ ：委員　　●：事務局

会議の経過と主な発言内容

１．開　会

本審議会についてですが、会議は「公開」となっており、市民の皆様に傍聴していただくことができますので、ご承知いただきたいと存じます。それでは、委員の皆さまより自己紹介をお願いいたします。また、大野委員、碇委員、稲垣委員、中橋委員、東口委員がご欠席されております。次に、本審議会の成立要件ですが、審議会条例第6条第3項で過半数の出席をもって成立すると規定しております。本日は、委員定数19人のうち、出席者14人ですので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

次に、資料の確認をいたします。本日用いる資料でございますが、次第、資料１、資料２、資料３、資料４をお配りしております。また、資料４は一部別紙で「令和4年度社会福祉法人等の指導監査結果」という冊子をご用意しております。資料に不足などは、ありませんでしょうか。それでは、案件の進行については、本会の委員長より、よろしくお願いいたします。

◎委員長

委員長挨拶（省略）

始めに、この社会福祉審議会の概要と各専門分科会の役割について、事務局より説明をお願いします。

●事務局より、資料３に基づき、説明。（省略）

２．案件

（１）各専門分科会の実施状況の報告について

◎委員長

　それでは、案件１「各専門分科会の実施状況について」ですが、本日は３つの分科会からの報告があります。各分科会から報告後、質疑応答をしたいと思います。まず、「身体障害者福祉専門分科会」について、分科会長よりご説明をお願いいたします。

〇分科会長より、資料４のP.２～６に基づき、説明（省略）

●事務局より、資料４のP.２～６に基づき、補足説明（省略）

◎委員長

　身体障害者福祉専門分科会からの報告について質問ございますか。（質疑無し）

　それでは次に、「児童福祉専門分科会」について、事務局より、ご説明をお願いいたします。

●事務局より、資料４のP.７～９に基づき、補足説明（省略）

◎委員長

児童福祉専門分科会からの報告について質問は、ありますか。

◎委員長

　近年、車内への園児の置き去り事故が話題であるが、豊中市の保育所は送迎バスを運行していますか？

●事務局

　　幼稚園や認定こども園で送迎バスを運行している施設はあるが、認可保育所で送迎バスを運行している施設はありません。

◎委員長

それでは次に、「社会福祉法人設立認可等専門分科会」について、事務局より、ご説明　　　をお願いいたします。

●事務局より、資料４のP.１０～２８および資料４別冊に基づき、説明（省略）

◎委員長

社会福祉法人設立認可等専門分科会からの報告について質問ございますか。

〇委員

　　資料のP.12の指導について、顕著なものがあれば教えてください。

●事務局

実施件数、指摘件数が増加しているのは、コロナ感染症による対策を行いながら施設側の協力と監査滞在時間を短縮しながら実施してきたためです。
コロナのため、対面での会議や研修等がなかなか行えていなかった状況もあり、指導が増えた傾向にあります。研修については、外部、対面等で開催されているものについても積極的に参加いただけるよう、指導を行っています。

◎委員長

３つの分科会からご報告ありがとうございました。

　それでは、案件２の福祉事務所より「豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針について」説明をお願いします。

●事務局より、資料４のP.２９～３１に基づき、説明（省略）

◎委員長

　　支援困難なケースの事例があれば教えてください。

●事務局

　健康面だけに課題のある人は少なく、課題が多岐にわたるため、生活面から対処が必要と思われます。ケースワーカーと一緒に生きがいを探していくことも支援のひとつとして考えています。

◎委員長

欧米ではリンクワーカーという取組が評価されているが、日本でもあるのでしょうか。

●事務局

医療だけでは改善しない問題に対して、日本でも「社会的処方」という考え方が進められてきております。本市においても昨年度は人事課等の主催による「社会的処方セミナー」が開催されるなど、一課で解決できない課題に対して複数にまたがる課での対応が求められ、次に発表のある重層的支援等に繋がっているのだと思っております。

◎委員長

　　福祉事務所だけで対処するのではなく、多機関での対応が必要となってきていると思います。

〇委員

資料４のP.３１のうち、目標受診率７％という基準の根拠はありますか。

●事務局

過去に国が実施した生活保護受給者の調査にて、検診の受診率が７％だったため、全国の水準に沿うよう本市でも基準を定めました。他市と比べる指標はありません。

〇委員

重複受診・重複処方の改善率について、令和元年のみ１０７人と多いのはなぜですか。

●事務局

特段、原因となるトピックスがあったわけではありません。

◎委員長

　続いて、「多機関協働推進事業」について地域共生課より説明をお願いします。

●事務局より、資料４のP.３２～４７に基づき、説明。（省略）

〇委員

資料４のP.４１で例示の、孫へのその後の対応について詳しく教えてください。

●事務局

他市へ転出したが、その先の市町村と連携して支援を続けています。

◎委員長

他市との連携した支援という枠組みがあると、双方、より積極的に支援できるのではないかと思われるがそういった方向性はありますか？

●事務局

今は多機関連携ということで豊中市内機関の連携を進めいている。他市との連携も必要であると考えるが、まだ取組進んでいないのが現状です。

〇委員

部局を越えた連携した支援というのは非常に重要なことだと思う。

こども未来部と一番接点があるが、保育園の園長レベルで重層的支援体制事業という言葉を知らない。もっと体制のなかに入りこんでいけたら、情報共有をしていけると思う。施設側がもっと理解・共有できるようにしていけば、分かったうえでもっと運営にいかしていけると思います。

◎委員長

民間との連携について考えているかという質問に変えて回答いかがでしょうか。

●事務局

現場に寄せて支援を考えていくため、日頃から関わりのある施設などに話を聞きながら支援を進めています。しかし、制度や体制について広く周知ができていないのが現状です。個々の事例のなかで相談支援機関と連携しながら体制についても知っていただければと思います。圏域ごとの検討会議も開催しており、その機会に体制のことや相談窓口として連絡してもらえるよう周知心掛けたいと思っております。

〇委員

スマイルサポーターという大阪府の研修を受けた相談員がいるが、相談機関が上手に機能していないのではないかと思う。スマイルサポーターと社協、民生などが連携していく、共有していくことで相談事業がより良いものになるのではないかと思います。

◎委員長

大阪府の仕組みで施設系コミュニティソーシャルワーカーがある。十分活用できていないのではと思います。府内スマイルサポーターが連携するなど、他市跨いだ民間同士の連携が必要と思う。

支援が必要な人を発見する仕組み、市内で連携を進め居ているが、支援はプロセスであると考えたときにその人が市町村を跨いで異動したときもその先で支援できるよう連携していけるといいと思う。

●事務局

資料４のP.３６をご参照ください。

相談支援機関について、これまで各部局を跨いだ進捗管理ができていませんでした。地域共生課のエリア担当が全体の管理役を担っていき、事業者の方々との顔つなぎも今後広げていきたいと思っています。

〇委員

相談事には、個人情報という柵がつきまとう。校区福祉委員会のなんでも相談での相談も情報共有できないこともあります。

〇委員

当事者は多機関連携会議があることを知っているのか。プレッシャーにならない伝え方をする必要があり難しいと思うが、セーフティネットが何重にもなっていることを知ると安心だと思います。

〇委員

エリア担当はどのような職員でしょうか。

●事務局

現状、職種を限定しているわけではなく、福祉経験しているものを置いています。

◎委員長

エリア担当者の権限はありますか。

〇委員

10年以上前にまちづくりの分野で同様の役割があったが、上手くいかず無くなってし

まった。各部局が担当分野を越えずに収まってしまったことが要因と思いわれる。

多機関協働推進事業が上手く進むよう努めてほしいと思います。

●事務局

福祉部がエリア担当として各部局をまとめていく役割ですので、ご心配のならぬよう努めていきたいと思っております。

◎委員長

権限を持ちすぎてもいけないという考えもある。部を越えた対応が必要になった場合、要綱や条例など担保を付けて運用していく必要がある。エリア担当者が動きやすい仕組みにしていってもらいたいと思います。

〇委員

　　重層的支援体制整備事業と聞くと、公助のイメージがある。

　　しかし、例えば骨格を公助として共助と線引きをするなど、民間と連携を進めていければいいのではないかと思います。

●事務局

市と民間の連携を進めていきたいと思います。

◎委員長

　　これで会議を閉会とさせていただきます。今後も社会福祉審議会は、本日のように多方面から議論できる場にしてほしいと思います。

以上